

参議院議員通常選挙
比例代表選挙・選挙区選挙

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日は **7月6日(日)** 午前7時から
午後6時まで
みんなで投票、住みよい日本

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な「意思表示」です。
その衆議院・参議院へわたしたちの代表を送る大切な選挙が七月六日(日)に行われます。今後の日本の針路を託す人を選ぶ大事な選挙です。貴重な一票をむだにすることなく、よく見、よく聞き、よく考えて、わたしたちの代表を選びましょう。

衆議院議員総選挙

同時に最高裁判所
裁判官国民審査も

衆議院議員総選挙の投票にあわせて、最高裁判所裁判官の国民審査も行われます。次の点にご注意ください。
▽やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×印を書いてください。また、やめさせたくないと思う裁判官については、何も書かないでください。

参議院議員通常選挙

比例代表選出議員の選挙

(旧全国区)

比例代表選挙は(全国を単位として)政党に投票する選挙

挙です。

昭和五十八年の参議院通常選挙から、参議院全国区制が改正され、比例代表選挙となりました。

比例代表選挙は候補者個人でなく政党に投票する選挙です。大切な一票を間違いのないように投票しましょう。

◎投票用紙には、政党の名称または略称を記入してください。候補者を書くこと無効になります。

◎政党の選択は、候補者名簿や政策をよく見て。

◎選挙運動は政党が。候補者個人ではできません。

◎当選者は、各政党の得票数に比例して決まります。

選挙区選出議員の選挙

(旧地方区)

選挙区選挙は(都道府県を単位として)候補者個人に投票する選挙です。

◎投票用紙には、候補者個人名を記入してください。

投票できる人

●参議院選挙

○昭和四十一年七月七日までに生まれた人

○昭和六十一年三月十七日までに本町へ転入の届出をした人

いづれも引き続き本町に住所を有し、本町の住民基本台帳に記載され、選挙人名簿に登録されている人

●衆議院選挙

○昭和四十一年七月七日までに生まれた人

○昭和六十一年三月二十日までに本町に転入の届出をした人

いづれも引き続き本町に住所を有し、本町の住民基本台帳に記載され、選挙人名簿に登録されている人

投票時間

投票時間は、午前七時から午後六時までです。

投票日には入場券を忘れずに持参しましょう。入場券がなくても投票はできますが、再発行しなければなりませんので時間がかかります。

あなたの投票所は

○一の瀬投票区投票所

(一の瀬公会堂)

○滝坂・一の瀬・杉山・中畑

宗頭投票区投票所

(宗頭幼稚園屋内運動場)

○宗頭・縦の木・兔渡谷

○上中小野投票区投票所

(上中小野公会堂)

○上中小野・下中小野・辻並

大竹投票区投票所

(大竹集落センター)

○大竹・正楽寺

○土手投票区投票所

(農業者)

○湯免・中村・広田・久原

市・土手・生島

○津雲投票区投票所

(津雲集落センター)

○津雲・飯井

○野波瀬投票区投票所

(野波瀬漁協会館)

○野波瀬

○豊原投票区投票所

(豊原公会堂)

○二条窪・豊原・平野・向山

上東方

○浅田投票区投票所

(浅田小学校講堂)

○浅田・沢江・上ヶ・向開作

殿村新開・小島・下東方